

---











--	--	--	--	--	--	--











候補者  
番号

5

すず  
鈴

き  
木

やす  
恭

お  
男



候補者番号

8

すぎ  
杉

やま  
山

りょう  
涼

こ  
子

(1955年7月27日生・満64歳)

再任
社外
独立



## 第3号議案





















招集ご通知

株主総会参考書類

**事業報告**

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス







招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス









招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス

(9) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス







招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス























招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス









# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

栗田工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西村 健太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗田工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表ならびにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産および損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者ならびに監査役および監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

監査役は、監査役会の決議に基づき、当監査法人の監査報告書の内容を照査し、その適正性を確認し、意見を表明する責任を負う。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監  
査役が権限范围内に監査報告書を作成し、取締役会に報告した結果、監査役会全員一致の意見で、取締役の職務の執行に  
重大な疑念を抱くものがないと認め、監査役会として、取締役の職務の執行に重大な疑念を抱くものがないと認め、







2019年











# 定時株主総会会場ご案内図

